

令和 5 年度吹田市情報公開運営審議会

- 1 日時 令和 5 年 8 月 10 日（木） （開会）10 時 00 分 （閉会）11 時 00 分
- 2 場所 吹田市役所 高層棟 4 階 特別会議室
- 3 案件 （1）会長・副会長の選任
（2）令和 4 年度 情報公開制度の運用状況について
（3）その他

4 出席委員

（会長）村田 尚紀 （副会長）荒木 晋之介
浦川 知裕 磯野 新 小笠原 實 西形 方良 吉川 英次

5 欠席委員

安藤 彰 倉田 希容子 山根 茂男 和田 優一

6 出席市職員（事務局）

市民部長 高田 徳也
市民総務室 参事 田中 義之 主幹 井手本 治夫 主任 中島 由美恵

7 傍聴者

無し

8 議事要旨

事務局： ～委員紹介、事務局紹介～

事務局： ～案件（1）会長・副会長の選任

互選により会長職に村田委員、副会長職に荒木委員が就任～

事務局： ～案件（2）令和 4 年度 情報公開制度の運用状況について

資料に基づき説明～

委員： 資料「吹田市情報公開制度の運用状況」4 ページ（6）審査請求の状況については、公文書公開決定についての審査請求ということか。部分公開決定や非公開決定については、別でカウントしているということか。

事務局： 部分公開決定や非公開決定を含めた、公文書公開請求案件についての審査請求です。

委員： 同ページに情報公開・個人情報保護審査会の開催状況が記載されているが、審査請求の状況とどう区別しているのか。

事務局： 審査会では過年度の審査請求案件についても審議しています。令和 4 年度

に審査請求を受理した案件は1件でしたが、審査会として処理しなければならない案件は複数件あり、調査審議を9回、口頭意見陳述を3回行ったことを示しています。なお、開催回数は情報公開制度と自己情報開示等請求の制度を合わせた回数となります。

委員： 3ページ(3)公文書不存在の状況とあるが、これに記載の不存在の理由のほかには、文書はあるが組織共有性がないため、解釈によって不存在となる事例が制度上考えられるが、今回そのような事例はあったか。

事務局： 資料「令和4年度吹田市公文書請求の決定内容」で、不存在決定の場合は、※印をつけてその理由を示しています。事務局でも、各実施機関が決定を行う際に、形式上不備がないかなどの確認をしています。そのような事例はありませんでした。

委員： 資料「令和4年度吹田市公文書請求の決定内容」1ページNo. 4の部分公開決定に、ほか○件という記載があるが、これはどういう意味か。

事務局： たくさんの公文書を特定しており、スペースの都合上、一部省略しています。

委員： 同資料の特定した公文書欄は、公開した文書の内容を記載しているのか、非公開にした文書の内容を記載しているのか。

事務局： 実施機関が特定した公文書を記載しています。部分公開決定されたものは、その文書の中の一部が黒塗りされているということになります。

委員： どこを黒塗りにしたのか、吹田市情報公開条例第7条各号のうち、どの理由で黒塗りにしたのか、この資料では分からないのか。

事務局： No. 4ですと、根拠条号の欄に7-1とあります。これは吹田市情報公開条例第7条第1号の個人に関する情報に該当したため非公開としたことを表しています。

委員： 44ページNo. 140の不存在の理由に「電磁的記録である公文書ですが、(中略)通常行う方法では帳票を出力することができないため」とあるが、出力できないときは不存在にあたるという条例上の根拠はあるのか。

事務局： 吹田市情報公開条例施行規則第5条にデータベースである公文書の取扱いとして「公開請求に係る公文書がデータベースを内容とする電磁的記録である場合においては、実施機関において通常行う方法によって抽出したものを公文書とみなして、条例及びこの規則の規定を適用する。」とあります。本件は、当該電磁的記録は、実施機関において通常行う方法、例えば印刷ボタンを押して出力するようなことができず、公文書に含まれないと判断されました。また、それ以外には該当する公文書がないため、不存在決定がされております。

委員： 理解した。しかし、何らかのかたちで開示できないかと思うが、難しいということか。

事務局： 通常印刷ボタンがあれば、出力し請求に対応しなければならないと考えますが、それができないという判断です。

事務局： 一般論になりますが、データベースの中には、最終的に1つのデータが出力されるとしても、同時に複数のデータ項目が存在しています。

委員： 出力するのはあくまでも、その一部であるということか。

事務局： お見込みのとおりです。処理段階の中間的なデータも多数存在しますが、画面で見られたり、出力できたりするものを公文書と考えます。データベースのすべてを開示するのは現実的でないと考えます。

委員： この部分だけ出してください。と請求すれば出せる可能性があるということか。

事務局： それは、要望に応じて文書を作成するような形になるのではないかと考えます。

委員： つまり、公文書公開請求から情報提供に切替えることで、対応できる可能性もあるが、対応できない可能性もある。

事務局： お見込みのとおりです。